

# みぶ

2011  
7

No.626



## 王生の宝が い〜っぱい★

### 主な内容

- ご家庭での節電のお願い……2~3
- みぶまちカルタお披露目会……4

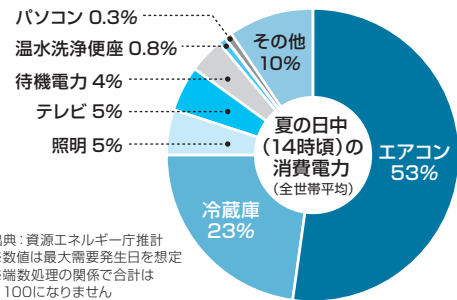


# できることからはじめよう！ ご家庭での節電のお願い

東日本大震災、福島原子力発電所の被災及び浜岡原子力発電所の運転停止などにより、電力供給が低下するとともに、夏季は電力需要が増加することから、電力需給のバランスは極めて厳しい状況になることが予想されます。

ご家庭で、オフィスで、一人ひとりが少しずつ節電の努力をすることが、被災地の復興と安定した電力供給につながります。

夏季（7～9月）の平日午前9時～午後8時までの使用電力を15%削減することを目標に、節電に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。



出典：資源エネルギー庁推計  
※数値は最大需要発生日を想定  
※端数処理の関係で合計は100になりません

## 節電チェックリスト

	お願いしたいこと	節電効果		チェック
		削減率	削減消費電力	
エアコン	①室温は28℃を目安にしてください。	10%	130w 設定温度を2℃上げた場合	<input type="checkbox"/>
	②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげ、エアコンの消費電力の抑制をお願いいたします。	10%	120w	<input type="checkbox"/>
	③無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機をご使用いただきますようお願いいたします。 <small>※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になるのでご注意ください。</small>	50%	600w	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	④設定温度が「強」の場合は「中」へ変更し、扉の開ける時間をできるだけ減らし、食品の詰め込みすぎに注意してください。	2%	25w	<input type="checkbox"/>
照明	⑤日中は照明を消して、夜間も点灯している照明をできるだけ減らしてください。	5%	60w	<input type="checkbox"/>
テレビ	⑥省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消してください。	2%	25w <small>標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合</small>	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座 (暖房便座)	⑦便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能がある場合はこれらを活用してください。	1%未満	5w <small>左記いずれかの対策により</small>	<input type="checkbox"/>
	⑧夏はコンセントからプラグを抜いてください。			<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	⑨早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊飯して、冷蔵庫に保存してください。	2%	25w	<input type="checkbox"/>
待機電力	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使用しない機器についてはコンセントからプラグを抜いてください。	2%	25w	<input type="checkbox"/>

※節電効果の記載値は資源エネルギー庁の推計です。  
(在宅世帯の日中の平均的消費電力[14時：約1,200W]に対する削減率と削減消費電力の目安。小数点以下を切り捨て)

エアコンの控えすぎによる熱中症などにご注意いただき、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いいたします。

削減率の合計が  
15%を越えるよう  
ご協力をお願いいたします。


%
W

外出されている時も、④、⑦、⑧、⑩の対策への取り組みをお願いいたします。

## 町役場本庁舎の主な節電対策

- 1 屋内照明（蛍光灯等）の間引きを実施しています。
- 2 緑のカーテン及び葦簾を設け直射日光を遮断しています。
- 3 空調機は、稼働時間を制限しています。  
・設定温度は28度としています。（気温28度以上の場合稼働）
- 4 パソコンを省エネモードに設定しています。

壬生町では、電力需要の抑制対策の必要性を認識し、住民サービスの低下を最小限に抑えることに努めながら、本庁舎をはじめとする公共施設の電力需要の抑制に努め、今夏の節電に取り組んでいます。



### チャレンジ企画！節電アクション



# “とちぎ発”節電アクション大作戦に参加しませんか？

～みんなで達成しよう！ピーク電力マイナス15%～

家族みんなで次の6つの節電アクションにチャレンジしませんか？チャレンジ結果を報告書に記入して報告すると、抽選で記念品をプレゼント!!（当選者には、11月中旬に発送されます）

1 エアコンは、28℃設定にしましょう

2 照明は、昼間、消灯しましょう

3 冷蔵庫には、食品を詰め込みすぎないようにしましょう

4 テレビを見ないときは、主電源を切りましょう

5 プラグは、こまめに抜きましょう

6 あなたの家独自のアクションを実践しましょう

- 配布場所 チャレンジ報告書は、栃木県のホームページからダウンロードできます。町保険環境課窓口でも配布しています。
- 報告期限 平成23年10月14日（金）
- 報告先
  - ・郵送の場合  
チャレンジ報告書に50円切手を貼ってポストに投函してください。
  - ・持参の場合  
町保険環境課にチャレンジ報告書を持参してください。

◎問合せ先 ●栃木県地球温暖化防止活動推進センター ☎028-673-9101  
●町民生部保険環境課環境保全係 ☎81-1834

# みぶまちカルタお披露目大会が開催されました



6月25日、壬生中央公民館中ホールにおいて、『みぶまちカルタお披露目大会』が開催されました。

このカルタは、壬生の魅力を再認識するため「壬生の宝を集めよう」を合言葉に、『壬力UPプロジェクト住民会議』で募集、選定したものです。

大会では、カルタにもなった「いつまでも 歌い継ごう 町民の歌」にちなみ、町民の歌を参加者全員で歌いました。町長からは、「未来を担う元気な若い世代に“壬生町を愛する心”を育ててもらいたい」と挨拶がありました。

カルタ取りに入ると、カルタ入選者が句を大きな声で読み上げ、絵札を探す一瞬の静寂の後、子どもたちの歓声と健闘をたたえる拍手が会場内に響き渡りました。

皆さんも、ぜひこのカルタで遊んでみませんか。

カルタは、生涯学習課、壬生中央公民館、稲葉地区公民館、南犬飼地区公民館、図書館、生涯学習館、稲葉出張所、南犬飼出張所において1セット500円で販売しています。

# 青少年健全育成標語 入賞者発表

青少年を非行から守り、犯罪の未然防止と更生のために援助できる標語を、中学生2学年を対象に町青少年健全育成実施委員会が募集し、青少年問題協議会において厳正に審査し選出された作品です。

## 平成23年度青少年健全育成標語結果

### 最優秀賞

もりた ゆかり 森田 有加里 南犬飼中 笑顔咲く 感謝の言葉 「ありがとう」

### 優秀賞

おおこし ともみ 大越 友美 壬生中 忘れないで 傷つくのはあなた一人ではないことを  
 すずき しょうた 鈴木 翔太 壬生中 考えて 相手の心と 自分の未来

### 佳作

ひとみ みう 人見 美羽 壬生中 たちどまり 見直してみよう その行動  
 のぞわ ゆか 野澤 祐香 南犬飼中 壬生町を 笑顔と元気で いっぱいに  
 なかざと らん 中里 藍 壬生中 別れ道 あなたの一步で 未来が変わる  
 すずき あきら 鈴木 輝 壬生中 負けないで その決断が 明日への希望  
 いしはら はるき 石原 治樹 南犬飼中 あいさつは キレイな心 つくるかぎ  
 かねこ あやか 金子 文香 南犬飼中 「こんにちは」 ここから広がる 笑顔の輪  
 ふくだ しょうま 福田 奨馬 壬生中 広げよう 明るい笑顔と 優しい目  
 えびぬま しほ 海老沼 詩歩 壬生中 考えて 自分の行動 自分の言葉を

# 町消防団ポンプ操法大会開催



6月4日、町総合運動場南グラウンドにおいて、「第30回壬生町消防団ポンプ操法大会」が開催されました。

ポンプ操法大会は、団員の士気高揚と消防技術の向上を目的に、町消防団（関本和夫 団長・団員203名）により行われているもので、消防団各々が日頃の訓練の成果を発揮し、ポンプ操法の技術を競いました。

## 成績

### ●自動車ポンプの部

- 優勝 第3分団第5部  
(至宝・六美・ひばり・若草・いずみ・落合・国谷・あけぼの地区)
- 準優勝 第3分団第1部  
(安塚・緑町・幸町・おもちゃのまち・北小林地区)
- 第3位 第2分団第1部  
(上稲葉地区)



第3分団第5部

### ●小型ポンプの部

- 優勝 第1分団第5部  
(三好町・旭町・星の宮・車塚地区)
- 準優勝 第2分団第5部  
(下稲葉地区)
- 第3位 第1分団第3部  
(万町・上新町・下馬木・西高野地区)



第1分団第5部

個人  
(優秀賞)

### ●自動車ポンプの部

- ・指揮者 刀川 治久 (3-1)
- ・一番員 伊藤 邦孔 (2-1)
- ・二番員 神永 哲也 (2-1)
- ・三番員 石嶋 一則 (2-1)
- ・四番員 遠藤 宏紀 (3-5)

### ●小型ポンプの部

- ・指揮者 戸崎 浩司 (1-5)
- ・一番員 大関 哲夫 (1-3)
- ・二番員 葉 千晴 (1-3)
- ・三番員 細井 規秀 (1-5)

個人  
(努力賞)

### ●自動車ポンプの部

- ・指揮者 阿美 智篤 (1-2)
- ・一番員 赤羽根 正久 (1-1)
- ・二番員 高橋 隆行 (2-3)
- ・三番員 相田 孝幸 (1-2)
- ・四番員 臼井 聡史 (1-1)

### ●小型ポンプの部

- ・指揮者 廣澤 知宜 (3-2)
- ・一番員 大塚 勝 (2-2)
- ・二番員 荒川 雄一 (3-4)
- ・三番員 糸川 英樹 (2-4)



# 保育園が取り組む 子育て支援事業

保育園では、子育てに関する悩みや疑問の相談に応じていますが、次のような子育て支援事業も行っていますのでご利用ください。

## 休日保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜日・祝日等の保護者の勤務等により、保育に欠ける児童を保育園で保育する「休日保育」を実施しています。

対象は、児童福祉法第24条に規定する保育の実施児童であって、休日等においても保育に欠ける児童になります。

保育園により利用料金に違いがありますので、詳細は各保育園にお問い合わせください。



## 一時保育

専業主婦家庭等の育児疲れの解消や保護者の急病、入院等に伴い、一時的に保育が必要になった就学前児童を保育園で保育する「一時保育」を実施しています



## 特定保育

保護者の勤労形態が多様化しているなかで、働き方に応じた保育需要に対応する「特定保育」を実施しています。

対象は保育所において児童を一定程度(1ヵ月当たり概ね64時間以上)継続的に保育する児童になります。

ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、対象にはなりません。

保育園により利用料金に違いがありますので、詳細は各保育園にお問い合わせください。



## 実施保育園及び問合せ先

壬生寺保育園	壬生町大師町 11 番 16 号	☎82-0811
ありんこ保育園	壬生町壬生丁 75 番地 14	☎82-3137
メリーランド保育園	壬生町下稲葉 343 番地 1	☎82-5921
森の子保育園	壬生町安塚 39 番地 1	☎85-0301
ステラ獨協前保育園	壬生町北小林 1075 番地 12	☎85-1010

# 7月1日から病後児保育事業が始まりました

病後児（病気の回復期のお子さん）を短期間お預かりいたします

※当該事業は「保育対策促進事業」の一事業であり、町がステラ獨協前保育園に委託して行います。

## 対象となるお子さん

- ・町内に住所がある小学校3年生までのお子さん
- ・病気回復期にあり、安静確保の配慮が必要なお子さん

## 実施施設

実施施設：ステラ獨協前保育園内病後児専用室  
保育時間：午前8時から午後5時まで（月～土）  
（日曜・祝祭日、年末年始の12/29～1/3を除く）  
※看護師等1名・保育士1名にて対応

## 利用方法

- ①病後児保育の利用が可能かどうか医師に相談のうえ、「診療情報提供書」（有料）を書いてもらい、「利用申請書」と一緒に、実施施設に提出してください。  
※利用当日に申し込みの場合は、定員等の都合によりお断りする場合がございます。利用前日の17時までに実施施設又は役場健康福祉課児童福祉係に連絡し予約をとってください。
- ②お子さんをお迎えの際に、その日の利用料を実施施設に直接お支払いください。
- ③利用期間は、原則として1回の申請につき連続7日間を限度とします。  
※申請書等は実施施設又は本庁健康福祉課にあります。また、町のHPからもダウンロードできます。  
※利用定員は、1日あたり3名です。

## 利用料

1日あたり2,000円（町民税非課税世帯は500円）  
診療情報提供書代は別途かかります。

## 対象となる症状

- ①感冒、消化不良症等日常罹患する疾病の回復期
- ②水痘、風しん等の慢性疾患の回復期  
（麻疹・結核を除く）
- ③ぜん息等の慢性疾患
- ④熱傷等の外傷性疾患

○問合せ先 町民生部健康福祉課児童福祉係  
ステラ獨協前保育園（壬生町北小林 1075-12）

☎81-1831  
☎85-1010

# 不妊治療費補助制度のお知らせ

壬生町では、子どもを望む夫婦が不妊治療を受ける場合において、その不妊治療費の一部を助成しています。



## 対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次の全てに該当する方

- ①医師による不妊治療を受けていること
- ②1年以上前から壬生町に居住している方
- ③医療保険各法の被保険者又は被扶養者である方
- ④夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である方
- ⑤町税等の滞納がない方

## 助成の内容

治療1回につき、国、県の制度や医療保険各法に基づく補助及び給付等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額で10万円を上限に助成します。

1年度あたり2回までとし、通算3年まで助成します。

## 所得の算定

所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用します。

## 申請期限

原則として治療を受けた日の属する年度の翌年度末までに申請してください。

ただし、治療中で年度を越える場合は、治療終了時が治療を受けた日として申請できます。

## 必要書類

- ①壬生町不妊治療費補助金交付申請書
- ②保険適用外医療費に係る領収書
- ③国又は県の制度による給付等があるときは、補助金等交付決定通知書の写し
- ④住民票の写し又は、外国人登録原票記載事項証明書
- ⑤所得証明書（児童手当用）
- ⑥町税完納証明書  
ただし公簿等により内容が確認できる場合は、これを省略することができます。

○申請先及び問合せ先 町民生部健康福祉課  
児童福祉係 ☎81-1883

## その他

栃木県においても同様の助成制度がありますので、県南健康福祉センター健康支援課  
母子保健福祉担当（☎0285-22-0488）までお問い合わせください。

# あなたの税が未来を拓く

## 市町村税徴収強化月間 2011 夏

### 全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2011夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

### 三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、壬生町の歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、壬生町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。

税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことになります。

### 一人ひとりが壬生町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

### 自主的な納付

壬生町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



タイヤロックされた自動車

### 【壬生町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

納税相談	市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
納税催告	納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。
財産調査	滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。
給与調査	滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。
差押処分	不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

栃木県地方税滞納整理推進機構  
壬生町役場総務部税務課収税係

○問合せ先 税務課収税係 ☎81-1816



# レジ袋無料配布中止による販売収益金は環境保全活動に活用されています

栃木県では「地球と人にやさしい“エコとちぎ”」を目指し、平成22年2月から事業者、消費者団体、県、町による「レジ袋無料配布中止」の取り組みを開始しました。

レジ袋の無料配布中止にともない販売されたレジ袋の収益金は、下記のとおり環境保全活動に活用されています。

## ○株式会社カスミ（平成22年1月分から平成22年12月分）

収益金369,139円をとちぎ元気な森づくり基金に寄付しました。

## ○とちぎコープ生活協同組合（平成22年4月分から平成23年3月分）

収益金737,710円余をNPO法人足尾に緑を育てる会に寄付しました。

## ○株式会社新優本店

レジ袋の納品原価等の必要経費が販売金額を上回るため、収益金が生じませんでした。

※収益金とはレジ袋販売代金からレジ袋納品原価及び消費税その他の必要経費を差し引いた金額です。

※収益金は、栃木県内の合計額となります。また、各事業者は、レジ袋の販売単価や店舗数が違いますので、事業者間の単純な比較はできません。

## ○私たちは、各事業者のレジ袋無料配布中止の取り組みを支援します。

壬生町 壬生町商工会 壬生町消費者友の会 壬生町女性会  
壬生町母親クラブ プラチナキッズ

## ○マイバッグ使用のマナー

- ①お買い物の最中は、「マイバッグ」は折りたたんでおきましょう。
- ②買うものは、お店に備え付けの「買い物かご」に入れましょう。
- ③レジを通ってから、「マイバッグ」を使いましょう。
- ④お店の「買い物かご」は、決められた場所に戻しましょう。

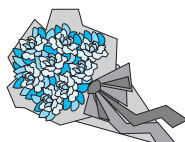


○問合せ先 町民生部保険環境課環境保全係 ☎81-1834

## 特別敬老金「100歳」おめでとうございます

壬生町では、10年以上本町に暮らし、100歳を迎えられた方に、敬老金を贈り長寿を祝っています。平成4年4月から実施しているもので、今回は3名の方が満100歳を迎えられました。

町長が訪問すると、どの方もおだやかな様子で出迎えてくださり、花束を手渡すと、にっこりと笑顔で受け取っていらっしゃいました。



篠原 みつこ さん (5月10日生)



上田 ヨシ さん (6月1日生)



山田みさを さん (6月10日生)

## 節電ポスター～自分たちにできることを～

6月22日、「壬生町節電をすすめる会」の方々が、夏の節電を呼びかけるポスターを作製した旨を報告に、本庁を訪れました。

作製したのは、会員の1人である水墨画家の船橋香月さんと会員の娘さんである町在住の高校生で、町内の各施設やスーパー、病院などにポスターを貼り、節電を呼びかけています。

同会は町母親クラブの会員やOGなど10名で活動しており、節電チェックシートの配布や勉強会などを予定しています。



左から、節電をすすめる会会長の岡野美砂さん、会員の船橋香月さん

# 国保だより



## 『国民健康保険高齢受給者証』が更新されます

～昭和11年8月2日から昭和16年7月1生まれの方～

国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなりますので、ご注意ください。

新しい高齢受給者証は、7月22日頃に発送の予定となっております。7月31日になっても届かない場合には、町保険環境課国保医療係までお問い合わせください。

なお、8月1日以降になりましたら、現在お持ちの高齢受給者証は役場保険環境課、町民生活課又は稲葉・南犬飼両出張所まで、返還していただきますようお願いいたします。負担割合の区分については、下記のとおりです。



### ◇負担割合の判定基準

負担割合	判定基準
3割	一定以上の所得（住民税課税所得が145万円以上）がある方、または、同じ世帯に一定以上の所得がある70歳以上の国保加入者がいる方
1割 <sup>(※)</sup>	上記以外の方

※平成24年4月1日以降、負担割合は2割になる予定です。

### ○3割負担の方でも、1割負担になる場合があります。

世帯内にいる70歳以上の方の収入の合計額によっては、『基準収入額適用申請』をしていただくことにより、1割負担になる場合があります。

該当すると思われる方には、町から通知をお送りいたしますので、手続きをお願いいたします。



#### 「基準収入額適用申請」の対象となる方

70歳以上の国保加入者の方の収入の合計額が下記の金額未満の場合は、基準収入額適用申請をしていただくことにより、1割負担となります。

70歳以上の  
国保加入者が世帯に

- ①1人だけの場合… **383万円未満**  
※同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行された方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満であれば、基準収入額適用申請の対象となります。
- ②2人以上いる場合… **520万円未満**



## 特定健診・特定保健指導についてのお知らせ

☆生活習慣病予防と健康づくりのため、年に1回は必ず特定健診を受けましょう!!

生活習慣病の主因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施し、その必要度に応じて生活習慣を改善するための保健指導を実施していくのが、特定健診・特定保健指導です。

壬生町国民健康保険では、特定健診・特定保健指導により、メタボリックシンドロームやその予備群の方を発見し、その人にあった方法で、健康状態や生活習慣の改善を支援していきます。

特定健診は自分自身の健康状態を確認し、生活習慣を改善する絶好のチャンスですので、年に1回は必ず特定健診を受けましょう。

☆特定健診は5月～12月の日程で実施しています（40歳以上75歳未満の方が対象です）

### ○特定健診・保健指導の流れ



## 『国民健康保険限度額適用認定証』について

～入院時の医療費の窓口負担を軽減することができます～

高額療養費制度では、請求された医療費の全額を窓口で支払い、後から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます（償還払い）が、この場合、一時的に多額の費用を用意する必要がある場合があります。

「限度額適用認定証」を病院に提示することにより、窓口での医療費の支払いは自己負担限度額まででおさえられます。さらに、世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合は、入院時の食事代が減額されます。

国民健康保険に加入されている方は、役場保険環境課において申請ができます。

### ●限度額適用認定証の申請について

申請場所	壬生町役場保険環境課
申請に必要なもの	①国民健康保険被保険者証（保険証） ②印鑑（認印）



### ●限度額認定証の申請・利用に関する注意点

- ・認定証の発行には、世帯主及び世帯の国保加入者全員の住民税の申告がされていることが必要です。
- ・認定期間は申請した月の初日から7月31日までです。
- ・入院時の保険適用の医療費が対象となります。食事療養費や室料差額等、保険適用外の費用については、対象となりません。
- ・自己負担限度額は、「医療機関ごと、1ヵ月ごと」に計算されます。
- ・自己負担限度額は、世帯の所得によって異なります。
- ・毎年8月が「限度額適用認定証」の年次更新となります。現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方には、7月中に更新手続きの通知と申請書をお送りいたします。

問合せ先

町民生部保険環境課国保医療係

☎81-1836



## 国民健康保険税についてのお知らせ

### ◆非自発的失業者に対する国保税の軽減について

倒産や解雇などにより離職された方が、国民健康保険に加入する場合、国保税が軽減されます。

軽減の対象者は、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受給している65歳未満の方です。

軽減額は、保険税の所得割額を計算する際、離職者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行うもので、軽減の期間は、離職の翌日から翌年度末までの間です。

軽減を受けるには、「雇用保険受給資格者証」を提示のうえ、申請が必要です。



## 国保税は必ず納期内に納めましょう



国民健康保険は、助け合いによってみなさんの健康を守っていく大切な制度です。

医療費の心配なく安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。

みなさんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、お子さんが生まれたり、ご家族の誰かが亡くなったときなどの給付費用は、窓口でお支払いいただく自己負担、国などの補助金、そして保険税でまかなわれ、特に保険税はその主要な財源です。あなたと家族の健康な生活のために、保険税の期限内納付にご協力ください。

### ◆納税義務者は？

国保税は「世帯主」に課税されます。国保に加入していない世帯主であっても、世帯の中に国保に加入している人（被保険者）がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主といいます）に課税されます。

### ◆国保税はいつから納めるの？

国保税を納めるのは、国保の被保険者として資格を得たときからで、届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れたときは、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。

国民健康保険加入・資格喪失の届出は、忘れずに14日以内にしてください。



**平成23年度の納付は、平成23年7月から翌年2月までの8期です。**

問合せ先

町総務部税務課諸税係 ☎81-1879・81-1819



## 保険税を滞納すると…

※災害などの特別な理由もなく、長い間保険税を納めないでいると、やむを得ず次のような措置をとることがあります。

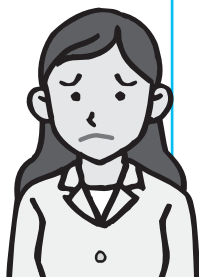
### 災害などの特別な理由とは、次のような場合をいいます。

政令で定めた特別な事情があると認められた場合。

- 世帯主がその財産につき災害を受け、又は、盗難にかかったこと。
- 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 上記に類する事由があったこと。

その他、次の方は、措置の対象から除かれます。

- 厚生労働省で定める公費負担医療を受けている方。



### 1 納期限をすぎると

督促が行われます。延滞金を徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

### 2 それでも納めないでいると

通常の保険証の代わりに、『短期被保険者証』が交付される場合があります。短期被保険者証は、保険証の有効期間が短く、期限切れごとに保険証の交付を受けることになります。

### 3 納期限から1年を過ぎると

『被保険者資格証明書』が交付されます。被保険者資格証明書は、保険証を返していただき、代わりに国民健康保険の被保険者の資格を証明するものです。

お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

全額自己負担で診療を受けた場合、本来、保険者である町が負担する分（一般ですと7割）を特別療養費として、町に申請・請求することになります。

申請・請求は、診療を受けた月の翌々月以降に、領収書・印鑑等を持参のうえ、町保険環境課国保医療係で行います。

特別療養費の請求権は、医療費を支払った日の翌日から起算して2年で時効により消滅します。（中学3年生以下の子供には、短期被保険者証を交付しています。）

### 4 納期限から1年6ヵ月を過ぎると

国保の給付が、全部または一部差し止めになります。

### 5 それでも納めないでいると

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

☆以上の措置がとられても、その間の保険税の納付義務がなくなるわけではありません。

### どうしても納付が難しいときは、早めにご相談ください

納付が困難な場合は、未納のままにせず、納付方法等について、早めに担当窓口にご相談ください。

納付相談窓口 総務部税務課収税係 ☎81-1816



# 国民年金の種類(受給編:その1)

公的年金制度とは、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が、国民年金・厚生年金・共済年金のいずれかに加入する制度です。高齢になったときの生活や、障がいの状態になったり一家の担い手が死亡した場合の所得保障を行い、本人及びその家族の生活を支えていくことが、公的年金制度の目的です。

## (1) 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金の加入中や20歳前の病気やケガで、一定の障がいの状態になってしまった方に、支給される年金です。

### ★受給対象となる方(いずれかに該当)

- 国民年金の被保険者期間に障がいの初診日がある方
- 国内に住所があり、60歳以上65歳未満の期間に障がいの初診日がある方(厚生年金や共済組合に加入していない方、ただし老齢基礎年金の受給者を除く)
- 20歳前に障がいの初診日がある方



### ★障害認定日

障がいの原因となった病気やケガの初診日から1年6カ月を経過した日(またはそれ以前に症状が固定した日)

### 《障害認定日による請求: 障害認定日が20歳以後にある場合》

- 障害認定日に、国民年金法で定める障害等級の1級または2級に該当していること
- 初診日の前々月までの加入期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間(学生納付特例・若年者納付猶予を含む)及び厚生年金や共済組合に加入していた期間の合計が、2/3以上あること  
または、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと(特例: 初診日が平成28年3月31日以前にあるとき)

### <事後重症制度>

- 障害認定日の障がいは軽度だったが、その後に症状が重くなり、65歳前に法で定める障害等級の1級または2級に該当する状態となったとき→→本人が請求した日に受給権が発生します

### 《20歳前障害: 初診日が20歳前にある場合》

- 20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に、法で定める障害等級の1級または2級に該当しているとき→→本人の所得額や他の年金受給により、支給が制限されます

### 《はじめて2級以上による年金請求》

- 65歳前の障がいと後発のあらたな傷病(基準傷病)とあわせて、初めて法で定める障害等級の1級または2級に該当する状態となったとき→→本人が請求した日に受給権が発生します
- 基準傷病の初診日が被保険者期間中であること(日本在住の60歳以上65歳未満喪失者を含む)
- 基準傷病の初診日前に、保険料の納付要件を満たしていること
- 基準傷病の初診日前の障がいと併合認定で1・2級に該当すること

### ★年金額(平成23年度・年額)

- 1級障害 986,100円
- 2級障害 788,900円

### ★子の加算額

生計を維持されている子(18歳到達年度)または20歳未満で障がいの状態が

1・2級の子がいる場合には、加算があります。

- 加算対象の子(2人目まで:1人につき) 227,700円
- 加算対象の子(3人目以降:1人につき) 75,600円

※平成23年4月から、児童扶養手当との選択が可能となりました



7月は、**障害基礎年金(種別 2650・6350)**を受給されている方の**所得状況届**を提出する月になっています。7月末日の提出期限に遅れますと、年金の支給が停止する場合がありますので、忘れずに提出されるようお願いいたします。

## (2) 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金・厚生年金等の公的年金に加入して保険料を納めた期間や保険料免除期間などの受給資格期間が、原則として25年(300月)以上あると、65歳から受給できます。

年金額は、20歳から60歳までの40年間(480月)すべての保険料を納めている場合に満額支給となります。なお、保険料を納めていない期間や免除期間等がある場合は、その月数に応じて年金額は減額となります。

### ★受給資格期間(300月以上で受給資格が発生)

- 国民年金の保険料を納付した期間
- 第3号被保険者期間(昭和61年4月以降)
- 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間(20歳以上60歳未満)
- 保険料の免除または納付特例を受けた期間  
※保険料納付猶予・学生納付特例の該当期間は、受け取る年金額に反映されません。
- 合算対象期間(任意加入できる方が加入を選ばなかった期間=カラ期間)

合算対象期間は、年金受給資格の審査期間に合算されますが、日本年金機構には未加入期間として記録が残っていないので、原則ご本人からの申出によりカラ期間の有無が審査されます。年金受給資格を満たせない方で、カラ期間に該当する可能性があると思われる方は、早めにお問い合わせ願います。

**※合算対象期間は受け取る年金額に反映されませんので、ご注意ください。**

### ★年金額(平成23年度・年額) 788,900円(月額65,741円)

受給額は、毎年物価スライドにより変動します。この額は、20歳から60歳になるまでの40年間(480月)または年齢に応じた加入可能年数のすべての期間に保険料を納付した方が、65歳から受けられる金額です。

増額を希望される方は、免除・納付猶予期間の保険料追納や、付加年金・高齢任意加入による保険料納付などの方法があります。

保険料を納付した期間が加入可能年数より少ない場合には、次の式で計算した額となります。

$$788,900円 \times \frac{\left( \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{480月}} \right) + \left( \frac{\text{全額免除月数}}{\times 4/8 (2/6)} \right) + \left( \frac{\text{3/4免除月数}}{\times 5/8 (3/6)} \right) + \left( \frac{\text{半額免除月数}}{\times 6/8 (4/6)} \right) + \left( \frac{\text{1/4免除月数}}{\times 7/8 (5/6)} \right)}{\{40年 \times 12月\}} \quad ※( )内は、平成21年3月までの率となる。$$

### ★繰上げ支給

老齢基礎年金は、原則として65歳が支給開始年齢ですが、希望により60～64歳の間に年金の繰上げ支給を受けることができます。

繰上げ支給は、65歳から支給されるべき年金額に対し、請求時期に応じた減額率を乗じた額となり、生涯減額となったままの年金額を受け取ることとなります。

また、繰り上げて受給すると特別支給の老齢厚生年金は支給停止になり、寡婦年金の受給権を失うほか、病気や怪我により1・2級の障がいにかかっても、障害基礎年金を受給することはできません(厚生年金加入者を除く)。

**※繰上げ支給手続きをお考えの場合は、十分内容をご検討ください。**

#### 《年齢別繰上げ支給率(目安)》

繰上げ支給時の年齢	60歳 (59月)	61歳 (47月)	62歳 (35月)	63歳 (23月)	64歳 (11月)	◎年金請求月から65歳到達前月までの期間(月数)に、0.5%の減額率がかかります。
繰上げ支給率	70%	76%	82%	88%	94%	

※65歳時の支給率を100%とする。

### ★繰下げ支給

老齢基礎年金は、支給開始を66歳以後に延ばして繰下げ支給を受けることもできます。繰下げ支給は、65歳で支給されるべき年金額に対し、請求時期に応じた増額率を乗じた年金額を受給することができます。

#### 《年齢別繰下げ支給率(目安)》

繰下げ支給時の年齢	66歳 (12月)	67歳 (24月)	68歳 (36月)	69歳 (48月)	70歳 (60月)	◎65歳到達月から年金請求の前月までの期間(月数)に、0.7%の増額率がかかります。
繰下げ支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

※65歳時の支給率を100%とする。(上限:142%)

○問合せ先

●栃木年金事務所 お客様相談室

☎22-4134

●町民生部保険環境課国民年金係

☎81-1827

# 家庭で 不要になったパソコンは メーカーに直接回収を申し込みましょう



家庭での使用済パソコンを有益な資源として、再利用するために、平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」にもとづいた“PCリサイクル”が実施されております。

この“PCリサイクル”により、鉄・銅・アルミ・プラスチックはもちろん、金・銀・コバルトのような希少金属まで、資源として再利用できます。この“PCリサイクル”は消費者の皆様とメーカー等が協力して次のように実施しています。

## “PCリサイクル”の対象となる機器は、下記の通りです。

- ①デスクトップパソコン
- ②ノートパソコン
- ③CRTディスプレイ(一体型パソコン含む)
- ④液晶ディスプレイ(一体型パソコン含む)

- ※1 ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、ケーブル等)も一緒に回収します。
- ※2 マニュアル、FD・CD-ROM等の記憶媒体、プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA(携帯情報端末)は対象となりません。

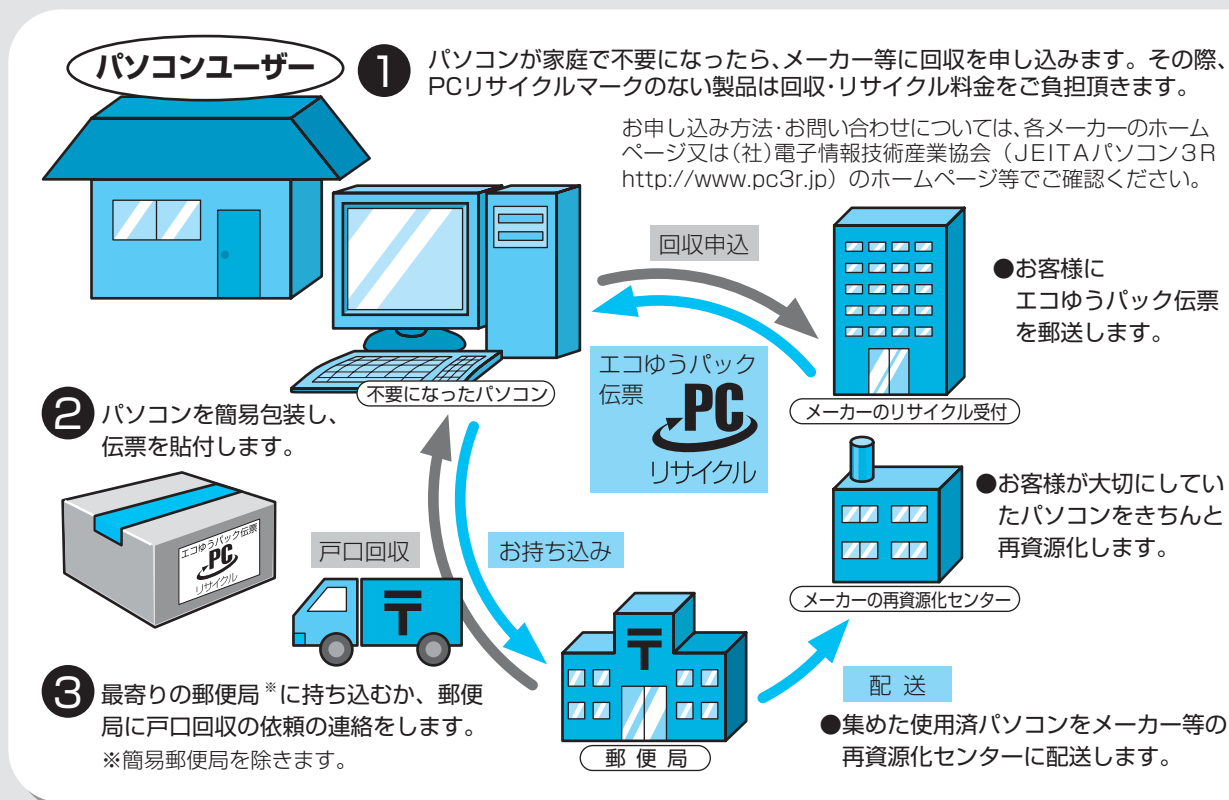
## 左記の機器が不要になりましたら、 下記のような手順で リサイクルを実施いたします。

- ①パソコンのメーカーに直接回収を申し込みます。  
※“PCリサイクル”開始前に購入したものは、回収再資源化料金がかかります。
- ②パソコンを簡易梱包し、メーカーから送付されてくる“エコゆうパック伝票”を貼付します。
- ③最寄りの郵便局に持ち込むか、郵便局に戸口集荷を依頼します。
- ④集められた使用済パソコンは再資源化センターに配送され、再資源化されます。

なお、回収するメーカーがない場合や、メーカーが明らかでない場合は、「有限責任中間法人 パソコン3R推進センター」が、有償で回収・再資源化します。

◎問合せ先 ●パソコンメーカー各社  
●パソコン3R推進センター  
☎03-5282-7685

URL <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>



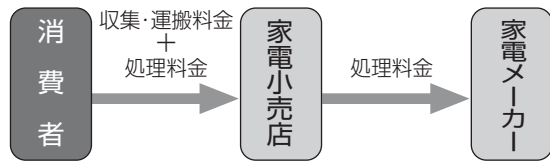


# 家電リサイクル対象機器に 液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機 が加わりました

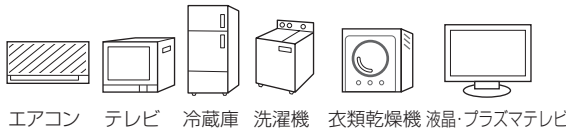


## 1 対象機器を買換える場合や 購入した小売店がわかっている場合

小売店に引取ってもらいます。その際に、処理料金（リサイクル料金）と収集・運搬料金を小売店に支払います。



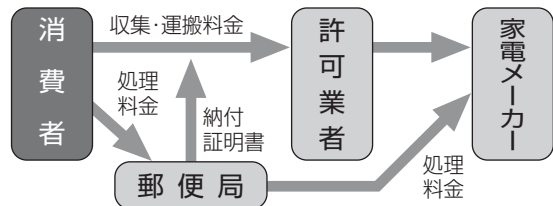
家電リサイクル法の対象機器



## 2 左記以外（買った小売店が不明、 通信販売で購入など）

壬生町一般廃棄物処理業許可業者（許可業者）に収集・運搬を依頼します。

その際、事前に最寄りの郵便局で処理料金（リサイクル料金）を（財）家電製品協会家電リサイクルセンター（RKC）に振込み、納付証明書を家電製品に添付します。許可業者には、収集・運搬料金のみを支払います。



※許可業者につきましては、**下表**に掲載しています。

### ※エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を廃棄する場合は

処理料金（リサイクル料金）  
(消費税込) + 収集運搬料金 が必要となります。

リサイクル料金は清掃センターへ、  
収集運搬料金は下記業者へ  
お問合せください。



注1 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機を  
ごみステーションには絶対に出さないでください。

注2 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機は、  
清掃センターでは取り扱いませんので、持ち込まないでください。

### 壬生町一般廃棄物処理業許可業者一覧表（家電6品目収集運搬業者）

No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号
1	株式会社大商	栃木市惣社町2181	0285(44)6420	13	株式会社目黒商事	宇都宮市上野町6078-1	028(661)5827	25	有限会社協栄技研	日光市木和田島2083-11	0288(26)2648
2	企業組合とちぎ労働福祉事業団	宇都宮市西川田7-1-2	028(645)5561	14	有限会社関東実行センター	小山市花垣町1-12-10	0285(23)3026	26	栃木清掃サービス株式会社	栃木市片柳町2-32-4	0282(25)1014
3	株式会社結南クリーンセンター	茨城県結城市結城7188	0296(33)0101	15	オールサポート	宇都宮市雀の宮5-2-40	028(655)2610	27	有限会社ごみやさん	鹿沼市富岡92-2	0289(65)5221
4	相良運輸株式会社	宇都宮市今宮4-5-36	028(684)2100	16	有限会社高久建工	壬生町大字羽生田1733	0282(82)9418	28	株式会社真田ジャパン	那須塩原市井口198-1	0287(36)1148
5	有限会社大林環境サービス	下野市上古山8-5	0285(53)5584	17	Eイチエス株式会社	宇都宮市下荒針町3406-4	028(649)3663	29	有限会社坂本商事	栃木市皆川城内町2989-4	0282(30)1120
6	有限会社マルショー	壬生町大字安塚1857-1	0282(86)5443	18	有限会社静井商会リサイクル	大平町西水代2534-1	0282(43)8788	30	三正運輸株式会社	小山市扶桑1-8-17	0282(82)4100
7	栃南産業株式会社	下野市下古山947	0285(53)5557	19	株式会社県央資源総合リサイクル	下野市石橋693-8	0285(53)5782	31	株式会社セイフ・コーポレーション	宇都宮市元今泉3-8-5	0282(81)0538
8	有限会社ミサキ商事	壬生町大字藤井1842	0282(82)1776	20	野澤総業	宇都宮市下栗町1459-3	028(656)1523	32	有限会社栃北興業	栃木市平柳町1-5-12	0282(27)5336
9	戸崎商店	壬生町大字藤井1734	0282(82)2542	21	有限会社セイゴウ	宇都宮市平出工業団地43-120	028(613)3860	33	篠原運送店	壬生町大字藤井2438-6	0282(82)7589
10	鈴運メンテック株式会社	宇都宮市鶴田町2-2-10	028(648)6241	22	有限会社アタカサービス	宇都宮市石井町365-11	028(656)6250	34	関東資源株式会社	真岡市荒町5218	0285(83)6833
11	塚塚商事株式会社	宇都宮市元今泉3-8-5	028(610)5822	23	有限会社ファーストコーポレーション	宇都宮市滝美穴町25	028(667)5430	35	中川商事	宇都宮市石井町3413-63	028(656)5586
12	いずみ産業株式会社	宇都宮市下平出町198-2	028(664)1115	24	有限会社岸興業	栃木市野中町1381-11	0282(23)5212	36	株式会社中日産業	壬生町大字安塚1716	0282(86)3163

◎問合せ先 ●壬生町清掃センター ☎82-3424

# 地籍調査

にご協力をお願いします

壬生町では、土地に関する実態を正確に把握し、地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を実施しています。地籍調査について、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

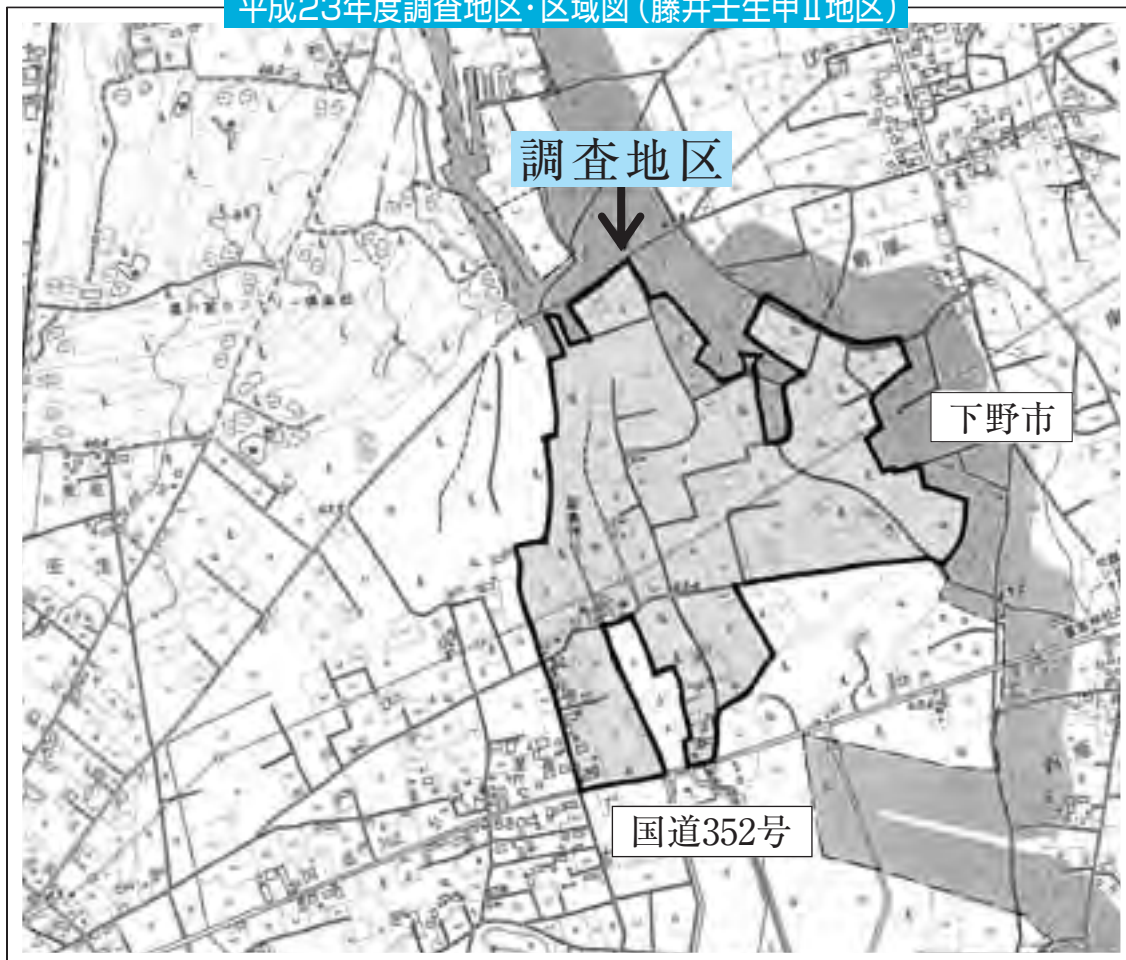
平成23年度は、下図の地区（藤井壬生甲Ⅱ地区）を調査いたします。

平成23年度は、次のような作業を実施いたします。

- ①道路などと個人の土地との境界確認
- ②個人と個人との土地の境界確認
- ③測量のための基準点の設置及び測量

調査地区（隣接する土地も含みます）の土地所有者には、改めて説明会のご案内をさせていただきますので、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成23年度調査地区・区域図（藤井壬生甲Ⅱ地区）



## 地籍調査の進め方

### 1 準備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会等を行い、地籍調査を始める体制を作ります。



### 2 一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査した後、土地所有者等の立会のもとに、所有者、地番、地目\*1、境界の確認を行います。

※1…地目 土地の主たる用途のこと。田、畑、宅地、山林、原野、公衆用道路などに区分される。



### 3 地籍測量

図根点\*2を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これによって、各筆の位置が地球上の座標値で正確に表示されることになります。

※2…図根点 座標値を求めるための基準とする点



### 4 成果の閲覧・確認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案を土地の所有者等に閲覧し、誤り等を訂正できる機会を設けます。その上で、都道府県知事の認証及び国の承認を受けます。



#### ◎成果の利活用

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害時の復旧、各種行政運営等に利活用します。最近ではコンピュータによる管理が進んでいます。



#### ◎登記所への送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において土地登記簿が書き改められるとともに、地籍図が備え付けられます。

#### 費用について

地籍調査に土地所有者の皆さんの費用負担はありません。

地籍調査とは、人に戸籍があるように、土地にも戸籍、つまり、地番、地目、面積、所有者があり、これが「地籍」です。「地籍調査」とは、土地の地籍を明確にする調査のことです。具体的には、一筆ごとの土地について、現地で土地の境界を確認し、正確な測量を行い、地図（地籍図）と記録（地籍簿）を作成するものです。

#### 地籍調査とは

#### どうして地籍調査が必要なの？

土地に関する記録としては、登記所に備え付けられている「公図」や「登記簿」があります。しかし、その多くは、明治時代のはじめの地租改正時に作成された地図がもとなっており、当時の測量技術やその後の土地の異動などにより現況と合わないために、土地取引や公共事業に支障をきたすだけでなく、境界紛争の起こる原因にもなっています。そこで、土地の有効活用や保全のためには、土地に関する実態を正確に把握する「地籍調査」を実施する必要があります。

#### 地籍調査は何の役に立つのでしょうか？

- 皆さんの財産（土地）が正確に記録され保存されます。
- 一筆ごとの土地が経緯度と結びつけられているため、災害等で現地が変化しても土地の境界を再現できます。
- 正確な地籍図が作成されるため、土地に関するトラブルを未然に防げます。
- 公共事業に要する時間と労力を節約できます。
- 正確な課税がなされます。
- 土地に関する情報のデータベースを作り、コンピュータ処理ができ、各分野で多大な利活用ができます。

問合せ先

町経済部農務課地籍調査係

☎81-1842



## 高齢者自転車免許証制度 (講習会) 開催

5月23日、壬生自動車学校において「高齢者自転車免許証制度(講習会)」が開催されました。

これは「高齢者交通安全県民総ぐるみ運動」月間の一環として、壬生町シルバードライバークラブ(橋本佐一会長)会員を対象に行われたもので、安全講習の後に学科試験・実技試験を行い、受講者全員が合格の証となる免許証を受け取り、交通安全への誓いを新たにしました。

## いちごを摘みにいったよ 壬生寺保育園

5月25日、壬生寺保育園(渡邊光喜園長)の年中、年長クラスの園児が、上稲葉の三上貞次さんのいちごハウスでいちごを摘みました。

赤く色づいたいちごを一つずつ丁寧に摘み、摘みたてのいちごを頬張った子どもたちは、とても楽しい時間を過ごすことができました。

摘んだいちごは、持ち帰っておやつにしたりジャム作りをしたりと、全園児でおいしくいただきました。



## 地域安全の功労者表彰

5月25日、栃木市国府地区公民館で開催された、栃木地区防犯協会「平成23年度定期総会」において、佐藤春一さん(睦地区防犯組合)が栃木地区防犯協会防犯功労者表彰を受賞されました。

氏は多年にわたり防犯活動を積極的に行い、地域の安全・安心に貢献された功績が認められ表彰となりました。

## 「壬生ふるさとまつり」を撮影・放送します！

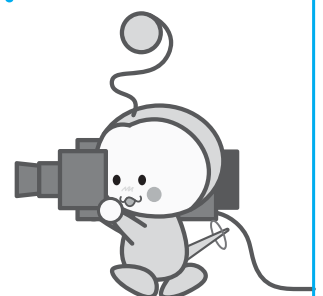
撮影日：8/20(土) ※雨天の場合は8/21(日)

放送日：[CC9ニュース] 8/22(月) 18時～《土日再放送あり》

[夏まつり特集] 8/29(月)～9/4(日) 13時～/21時～

※放送の予定は予告なく変更することがあります。予めご了承ください

お問い合わせはこちら  
栃木ケーブルテレビ TEL:0282-25-1811





## 平成23年度観光振興事業功労者表彰 いわさきしずえ 岩崎静江氏

5月26日、アピア（宇都宮市）において、平成23年度観光振興事業功労者の表彰式が行われ、（社）栃木県観光物産協会から岩崎静江氏が表彰されました。

これは、多年にわたり壬生町観光協会理事として地域PRに取り組み、誘客促進に尽力され、地域観光の振興に大きく貢献された功績が認められたものです。

## 東日本大震災救援バザー大盛況！ 六美地区

5月29日、NPO 夢くらぶむつみは、六美南部自治会・育成会と協力して、東日本大震災救援バザーを開催しました。

当日は、生憎の雨にもかかわらず、NPO 会員をはじめ地域住民のみなさんが多数来場し、バザーでの売上金額が30,700円、当日寄せられた義援金15,000円を加え、壬生郵便局を通じて日本赤十字社に寄附しました。

バザー用品は、1ヵ月前から六美南部自治会・育成会の協力のもと、洋服、着物、手づくりエプロン、食器、ランチボックス、オルゴール、タオルセット、シーツ、絵本に加え、会員が生産する各種多数の朝どり野菜など、合計250点以上が出品されました。



## トマトの収穫体験

5月30日、羽生田地区の落合義治さんおちあいよしはるの畑をお借りして、すけがい保育園の園児がトマトの収穫をしました。日頃から町としても食育推進に力を入れているため、農務課・健康福祉課の職員と一緒に行いました。

自分の腕より太い茎を見て驚いたり、たくさんのトマトに「おいしそう。」「いっぱいあるね。」などと感動したり、子どもたちにとって貴重な体験となりました。保育園で待っている小さなお友達の分もたくさん収穫することができ、帰園後は『トマトの甘酢づけ』にしておいしくいただきました。

## よいそう手つながる心

### ● ● ● 社会福祉法人 栃の木会 ● ● ●



見学・ご相談など  
お気軽にお問合せ  
下さい。

介護老人福祉施設 しもつけ荘	☎0282-86-0177	FAX.0282-86-3036
介護老人保健施設 みなと荘	☎0282-86-3710	FAX.0282-86-6322
認知症老人グループホーム うらら	☎0282-86-8600	FAX.0282-86-3036
	〒321-0207 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812	
介護老人福祉施設 いしばし	☎0285-52-1487	FAX.0285-52-1488
	〒329-0502 栃木県下野市下古山1174	
認知症老人グループホーム いしばし	☎0285-53-8866	FAX.0285-53-8585
	〒329-0501 栃木県下野市上古山569-1	





## オオムラサキ観察会 羽生田小



5月31日、羽生田小学校において、ファール会（代表大島菊夫氏）によるオオムラサキの観察会が行われ、理科の授業で「虫の育ち」について学習している3、4年生11名は、普段めったに見ることのできない「たまご」から「成虫」への成長過程を観察しました。さなぎに軽く触れると、ぶるぶると震える様子に子どもたちは驚きの声を上げていました。

また、ファール会から冷蔵庫の中で冬眠状態の幼虫を5頭いただき、学校の敷地にあるえのきに放虫しました。2～3週間で美しいオオムラサキの成虫に羽化するというので、子どもたちはとても楽しみにしています。

## 第7回「いきいき壬雷クラブ」グラウンド・ゴルフ大会開催

6月3日、いきいき壬雷クラブ（橋本佐一 会長）主催のグラウンド・ゴルフ大会が町総合運動場において開催されました。

この大会は、グラウンド・ゴルフを通じて、高齢者が楽しい一日を過ごし、体力の維持と身体機能の向上を図ることを目的に毎年開催されています。

雨天により1日順延となりましたが、119名の参加者は、青空の下、元気にコートの中でかけ声を掛けながら熱心に競技していました。

入賞者は、以下のとおりです。

順位	氏名
優勝	出井キミ子
準優勝	小澤 淑子
3位	横山 一雄
4位	児玉 たけし
5位	水島 榮一
6位	高橋 金治
7位	堀之内 進
8位	松本トシ子
9位	西山 春夫
10位	藤井昭次郎



※いきいき壬雷クラブの加入単位クラブには、60歳以上の方であればどなたでも入会できます。是非お友達を誘ってご入会ください。詳しくは、町社会福祉協議会事務局（☎82-7899）まで。

## びよびよ運動会開催



6月12日、保健福祉センター大会議室において、子育て支援センター利用者とファミリー・サポート・センター会員の交流会『びよびよ運動会』が行われました。

140人の親子がハイハイ競争やかけっこ、ダンスなどに参加し、心地良い汗を流しました。普段家庭では見られないかわいい笑顔に、パパやママ、おじいちゃんおばあちゃんは、顔をほころばせながらしきりにカメラのシャッターを切っていました。

墓石・石工事  
修理承ります

造園土木  
草刈・伐採  
スズメバチ駆除



聖地公園、他  
完成価格65万円～



お墓ディレクターにご相談下さい

(株) 県南環境 TEL 82-6700

大町25-5/展示場：小金井駅東

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務
- 農業集落排水処理施設各処理場巡回管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 35年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比寿OTビル6階  
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102



ふじ き あき ひと  
**藤木暁仁さん 青年海外協力  
隊員としてジンバブエに派遣**

このたび、青年海外協力隊の平成23年度1次隊として、本町から藤木暁仁さんが派遣されることが決まり、6月13日、派遣のあいさつに町長室を訪れました。

藤木さんは、平成23年7月から平成25年7月までの2年間、総合技術専門学校の教師としてジンバブエで活動することになっています。



**県民の日イベント～がんばろう日本！元気をとちぎから～**

6月15日、栃木県議会議事堂エントランスホールにおいて、県民の日記念イベントのオープニングセレモニーが行われ、おもちゃ博物館マスコットの壬雷ちゃんのみぶの妖精ミーナちゃんが出演しました。

今年は、東日本大震災からの復興を願い、「がんばろう日本！元気をとちぎから」をスローガンに掲げ、セレモニーでは、栃木県警音楽隊、「とちぎ未来大使」のソプラノ歌手石井真由美さん、バリトン歌手石田忠隆さんによる記念ミニコンサートが行われたほか、県内から集まったマスコットキャラとの記念撮影会や、復興支援メッセージ展などが行われました。



**役場花壇は花いっぱい**

6月20日、町役場駐車場の花壇において、「むつみの森」のみなさんが施設で栽培した花の植栽活動を行いました。

これは、むつみの森で今年度から実施している屋外作業の一環で、マリーゴールドやダリアなど250株を植えました。

炎天下の中、1時間ほどで花植えを終えたみなさんは、花いっぱいになった花壇に大満足の様子で、「地域の方たちにぜひ見てもらいたい。」と話していました。

**クリーンでグリーンな活動 稲葉地区**

6月22日、稲葉地区において、地域をきれいにしたいという思いから、クリーンでグリーンな植栽活動が行われました。

これは、稲葉地区公民館周辺花壇管理組合（代表神長キヨさん）と下町南花壇管理組合（代表三上貞次さん）により、公民館の花壇や国道352号線沿いの植栽帯を清掃、更にペゴニア、マリーゴールドなど、4種類の花を植えるという活動で、地域の人のほか、隣接する稲葉保育園の園児も参加し、かわいい笑顔の花を咲かせていました。



# 全国少年少女レスリング大会で優勝

昨年7月に行われた、平成22年度第27回全国少年少女レスリング大会広島大会において、山根大地君（現在壬生中学校1年）、大塚亜美さん（現在壬生中学校1年）、山根緑さん（現在壬生小学校4年）の3名が全国優勝を成し遂げました。その功績が認められ、2月15日、栃木県公館において栃木県教育委員会から表彰を受け、その報告に町長室を訪れました。

また、山根大地君は、3月に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された第15回全国少年少女選抜レスリング選手権大会においても見事全国優勝されました。



写真左から山根大地君、大塚さん、山根緑さん

# スポレクで植樹祭

第24回全国スポーツ・レクリエーション祭

SPORTS RECREATION

11月に栃木県で開かれる第24回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク」エコとちぎ「2011」の記念植樹（ハナミズキ）を6月17日、壬生町総合運動場体育館前で行いました。

壬生町では、11月6日（日）に行うスポーツチャンバラの会場として、全国から選手団や関係者をお迎えいたします。



## 校歌特集「睦小学校」

### 睦小学校校歌

作詞 泉 漾太郎  
作曲 松本 仁三

一 あの歌は 雲雀の歌よ  
のどかなる おもちゃの町の  
わが学び舎に ころろ晴ればれ  
集いて励む このしあわせよ  
たのしい 睦小学校

二 あの峰は 男体山よ  
さわやかな 藤童苑や  
わが栃の葉に 夢も伸びのび  
緑を誇る このしあわせよ  
ゆかしい 睦小学校

三 あの川は 姿の流れ  
せせらぎに 夕顔やさし  
わが町の木に 胸は鳴るなる  
榎に誓う このしあわせよ  
あかるい 睦小学校



現在の校舎



校歌に歌われている藤童苑



創立当時の児童による人文字。まだ、体育館がない。体育館は、この3年後、56年に新設された。

教育・文化・スポーツの振興に取り組む  
**こんにちは！壬生町教育委員会です！**  
 第15回

- ◆学校創立 昭和52年（1977年）壬生東小学校から分離
- ◆校歌制定 昭和53年（1978年）9月
- ◆作詞者泉漾太郎氏は歌人。町内外の多くの校歌を作詞した。

- ◆作曲者松本仁三氏は教育者。県音楽部会長として音楽教育の振興に尽力した。
- ◆校歌制定当時の児童数 678人  
現在の児童数（H23.6.1）391人



# みんなの広場



わが町の新しいアイドル



鈴木 隼久ちゃん(H22.7.3生)  
(鯉沼)



森田 愛理ちゃん(H19.7.3生)  
(至宝町北)



佐藤 凜空ちゃん(H22.7.13生)  
(安塚中央)



尾野崎 玲皇ちゃん(H20.7.17生)  
莉亜ちゃん(H22.1.22生)  
(六美町南部)



高田 昊希ちゃん(H21.7.18生)  
(城東町)



早川 良ちゃん(H19.7.19生)  
巧ちゃん(H23.3.7生)  
(至宝町北)



篠原 大河ちゃん(H18.7.31生)  
圭介ちゃん(H21.6.22生)  
(六美町中央)

今回は9月生まれのアイドルを募集します。写真は掲載後にお返しいたします。

【締 切】 8月20日

【必要事項】 氏名(ふりがな)、保護者名、生年月日、電話番号

【申込方法】 必要事項を明記の上、役場企画財政課または稲葉・南犬飼出張所まで

【申 込 先】 町総務部企画財政課 情報広報係

〒321-0292 壬生町通町 12-22

Eメールアドレス info@town.mibu.tochigi.jp

## 歴史民俗資料館だより

### みぶの文化財コーナー

#### 第3回 亀の子塚古墳

……一五〇〇年ぶりに戻った右腕……



▲写真1 接合前の人物埴輪

羽生田北原地区に「亀の子塚古墳」と呼ばれている全長30m程の前方後円墳があります。昭和59年には、壬生町史編纂委員会により学術調査が行われ、多くの円筒埴輪や須恵器の大甕とともに一体の人物埴輪(写真1)が出土しました。髪型や飾り物などで男女の区別などはわかりますが、残念ながら顔と腕が失われ、どのような人物を表現しているのかは謎でした。

その後、平成6年、近隣市町村の教育委員会と合同で行っていた「五町合同文化財展」の準備のため、羽生田小学校を訪れた際、一点の人物埴輪の腕が目にとまりました。その年の展示会のテーマは「学校の文化財」ということで、各学校に保管されていた



▲写真2 接合後の人物埴輪

る文化財の調査を行っていたのです。これまでも、たくさん埴輪や土器の破片に混じり、埴輪の腕の部品は、数多く出土したので、その時はあまり気にとりませんでした。しかし、羽生田小学校に保管されていたという事は、学校の近くの古墳から出土した埴輪であり、亀の子塚古墳の人物埴輪も腕が失われていたことを思い出しました。そこで、学校から埴輪の腕を借用し、資料館に保管されている人物埴輪とあわせて見ると、埴輪の腕は見事に右腕に接合しました(写真2)。

右腕を大きく天に向けた特徴から、これは馬を引く人物を表現した埴輪であることがわかり、長い間の謎が解けました。

# 「人権の花」運動

# 花の贈呈式

6月8日に安塚小学校、9日に壬生北小学校において、子どもたちの人権教育の一環として毎年行われている、宇都宮地方法務局、栃木人権擁護委員協議会、町による「人権の花」運動の花の贈呈式が行われました。

この運動は、子どもたちが協力しながら花を育てることで、お互いのコミュニケーションを図り、やさしさや相手に対する思いやりの心を育み、人権への理解を深めてもらおうと実施しているものです。

今年、マリーゴールド、百日草、アゲラタム、コリウスの苗が町人権擁護委員の方々から両校の児童たちに手渡され、安塚小学校を代表して一年生六十七名全員が、壬生北小学校を代表して六年生の寺澤湜太さんがお礼の言葉を述べました。



壬生北小学校



安塚小学校

## 「見守りネットワーク事業」に関する協定の調印式

6月6日、役場町長室において、町内新聞販売店4事業者、郵便事業株式会社壬生支店、日本ウォーターテックスと「高齢者見守りネットワーク事業」に関する協定の調印式を行いました。

この協定は、各事業者が、新聞や郵便の配達や水道の検針など、それぞれの業務中に行える「高齢者の見守り」によって、高齢者がより安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

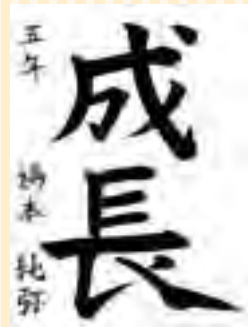


### 表紙の写真

壬生の宝がいっぱいつまったカルタでみなさんも遊んでみませんか。詳しくは4ページをご覧ください。



●	町県民税	(2期)
	国民健康保険税	(2期)
	介護保険料	(2期)
	後期高齢者医療保険料	(2期)
納期限	8月31日	



壬生小5年  
橋本 純弥



壬生小5年  
竹田 碧依



絵画「町と花」

